

## 第14回委員会(2002.9.12開催) 結果概要

庶務作成

開催日時：2002年9月12日(木) 13:30～17:00

場所：ぱ・る・るプラザ京都 6階 会議室C

参加者数：委員15名、河川管理者19名、一般傍聴者168名

### 1 決定事項

今後の進め方について

- ・最終提言は「河川整備のあり方に関する提言」と「住民意見聴取についての提言」を統合させ、最終提言作業部会が主体となって作成する。10月24日に当初予定していた第15回委員会を中止し、11月13日に委員会および部会委員全員でとりまとめ案を検討する「拡大委員会」を開催する。
- ・12月5日の第15回委員会で最終提言を確定させる。

委員会ワーキンググループ(WG)について

- ・水位管理WGと水需要管理WGに加えて設立されたダムWGと一般意見聴取WGのメンバーが決定した。また前回委員会での規約改正に従い、WG専任である小尻委員の委嘱状を出して頂くよう近畿地方整備局に委員会より要請した。
- ・新たに水質WGを設立することが決定した。
- ・必要に応じてWGメンバーがヒアリング等の出張を行うことが委員会として承認された。

### 2 審議の概要

最終提言に関する意見交換

- ・資料2-1「最終提言のとりまとめ方針(案)」、2-2「最終提言目次案」をもとに、庶務から最終提言に関する説明があり、意見交換が行われた。最終提言は委員会中間とりまとめを基本に、各部会の中間とりまとめおよび各WGからの提案、一般からの意見等を盛り込み、委員会として1本化したものを出すことが確認された。「各部会で十分に情報共有と検証を行い、11月13日の拡大委員会での議論に備えるべき」等の意見が出された。

主要論点に関する意見交換

- ・水質、治水、水位管理、水需要管理の4つの論点について意見交換が行われた。
- ・水質については、琵琶湖・淀川水質保全機構殿から資料3-1-1「琵琶湖・淀川水系の水質保全について」をもとに説明頂いた。内容は水質保全問題の基本認識から、100年にわたる琵琶湖の水質問題の変遷、今後の水質保全対策の方向性など。
- ・水位管理と水需要管理は、各WGリーダーからWGの議論内容について説明があった。
- ・治水については「浸水被害の軽減について目標が必要では」との問題提起と意見交換が行われた。

流域委員会の進め方についての要望

「最終提言作業部会の経過を全委員に知らせてほしい」「水需要管理を考えるには国土交通省だけでなく、農林水産省の話も聞きたい」といった要望が出された。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者 1 名から、「中間とりまとめへの一般意見について、どう扱われるのかなど、プロセスを明示してほしい」との発言がなされた。

### 3. 主な意見

#### 最終提言に関する意見交換

資料 2-1「最終提言のとりまとめ方針（案）」2-2「最終提言目次案」をもとに、庶務から最終提言に関する説明があり、意見交換が行われた。

#### <とりまとめ方針、スケジュールについて>

- ・ 「個別事業の是非については、整備計画原案に関する検討として行う」ことになっているが、この辺もう少し詳しくご説明いただきたい。  
最終提言の中では、個別事業の是非等には触れずに、一般的な考え方、方向性等を示す。整備局には、それをもとに河川整備計画の原案をお作りいただく。(委員長)  
原案が出てきてから、具体的な事業の中身を検討する時間的余裕はあるのか。  
集中的に議論する。少し延びるかもしれないが、今のところこのスケジュールでやっていく。(委員長)
- ・ 農業の話は農水省、環境の話は環境省の方の意見も聴くべきである。
- ・ 中間とりまとめにおいて各部会の記述と委員会の記述とで、整合性が取れていない部分があるとすると、今後 1 本化する過程において各部会で十分議論すべき。拡大委員会には、各部会で十分議論したうえで臨まないという意味がない。
- ・ WGに参加している委員と参加していない委員では、情報量に差が出ている。WGの議論は、部会や委員会で十分に検討されなければならない。
- ・ 河川整備計画が出るまでにある程度部会で議論を詰めておく必要がある。
- ・ 確認だが、WGは最終提言の該当カ所の記述を検討することと、整備計画について検討する材料を委員会に提示するという 2 つの機能がある。(委員長代理)  
そうである。WGは、最終提言とりまとめ以降も続くものとする。(委員長)

#### <最終提言目次案の文言について>

- ・ 資料 2-2 「3 流域整備計画の変革の理念」の中に“総合的な判断”、また 4-1(1) に“変化に富んだ自然豊かな水系”とあるが、これでは意味が分かりにくいので、もっと具体的な表現に改めるべき。また、4-2(2)に、“社会的な視点を含めて検討”とあるが、漁業関係者の立場からいうと、もっと経済的な視点を含めて書いていただきたい。  
最終提言作業部会で検討することとする。(委員長)
- ・ 目次の項目に上がっている“計画アセスメント”など、どこのWGでも検討されていない部分をどうするのか。  
各委員から盛り込むべき内容を資料として出していただきたい。

## 主要論点に関する意見交換

### <水質について>

(財)琵琶湖・淀川水質保全機構の穂波事務局長より、資料 3-1-1 をもとに、水質に関する説明が行われ、その後意見交換が行われた。

説明要旨：資料 3-1-1 「琵琶湖・淀川水系水質保全について」

- ・ 淀川水系の水質保全問題を考えるあたり、以下の 4 つの基本認識が必要である。
  - 1) 広域のかつ高度に水が循環利用されている水系である
  - 2) 従来に対処療法的な水質保全対策の転換期にある
  - 3) 水質問題はライフスタイルや人の意識と密接に関係する
  - 4) 水質保全には流域管理の視点が求められる
- ・ 上記、基本認識をもとに、今後の水質保全対策に向けた取り組みの方向性としては、
  - 1) 対処療法から予防原則、基準達成型からリスク管理へと転換を図る
  - 2) 行政や住民など多様な主体が協働して取り組めるよう、分かりやすい共通の水質改善目標を設定したり、評価手法や情報の共有化を進めていく。また小さな水循環系の構築を考えていく。
  - 3) 一人一人が水を汚さない生活スタイルへの意識の改革に努めていくことが必要。等があげられる。
- ・ 以上を踏まえて以下の 4 点を提案したい。
  - 1) 環境の時代に則した安全、安心が実感できる水質管理の実現（新しい水質目標や指標の設定、モニタリングの強化、水質汚濁メカニズムの研究、水系全体を統合した水質モデルの開発、水質情報共有化のためのデータベースの整備など）
  - 2) 自然の水質浄化機能を引き出す河川整備の推進（生物多様性の立場に立つ、植生など自然浄化機能の定量化とモデルの研究、ウエットランドの形成などを活用して面源負荷を河川や湖沼の流入口で抑制する技術の開発など）
  - 3) 住民との協働のための基盤整備（愛着ある水辺づくり、環境学習の場を提供する河川整備など）
  - 4) 流域全体での取り組みにむけて河川管理者のリーダーシップを期待したい。

### 意見交換

- ・ 河川の周辺には廃材や汚物の処理場があり、水質汚濁の原因になっている。そのような汚濁物質を出す施設の設置を許可する行政側にも問題がある。

モラルが低いことも問題。堤防道路にゴミが多く、それも河川を汚す原因となっている。
- ・ 河川区域だけで対策を考えても、川の周辺で何らかの影響行為があると手の打ちようがない。土地利用計画等他の計画との調整を図る必要がある。
- ・ 廃材等の設置は、合法で行われている以上取り締まりできない。河川からある一定の範囲のエリア内では、廃棄物等を置いてはいけないというような新しい法整備が必要である。

ドイツなど外国で行われているゾーニングの例を参考にしてみようか。
- ・ すべてが合法ともいえない。はじめは合法で行われていても、最後には違法になるも

のがあり、そういうところが河川に大きなダメージを与えている。もっと法を厳格に適用せねばならない。

- ・ゾーニングしたうえで、これから30年かけて川とのかかわりを想定したエリアを広げるといった意味で川幅を広げていくことも必要。そのきっかけとして先のような法律を作ることも視野にいれるべきではないか。
- ・古いパチンコ台など、一見廃棄物でも、実は再生用資材として置いているところもある。廃棄物の定義そのものが曖昧ではないか。
- ・水質の問題を微細に議論できるのは、地球上の60億人のうち5億人くらいしかいない。残りは、水そのものが確保できないなど何かが欠けている。その意味で、世界中での日本の責任についてもどこかで触れておく必要がある。
- ・流域全体の視点で見れば、下水道と上水道の位置関係がおかしい。長期的には改善する必要がある。
- ・河川の自然条件を一定十分に確保することにより、水質改善に寄与できる。
- ・現在の水質の基準は濃度規制のみであり、量規制がないのも問題である。
- ・水量の問題は水質と深く関わっている。水量が豊富に確保されれば水質への問題は改善される。水位管理とも関わってくるため河川整備計画で何か言えるのではないか。
- ・汚染物質は、単体規制では追いつかない。因果関係が明確になる頃にはすでに手遅れになることも多い。規制手法を変えるべきである。
- ・産業廃棄物や農薬問題等、国土交通省の権限外のことはあるが、提言の中には盛り込んでいく必要がある。
- ・本日の議論内容については、水質WGにてとりまとめていただく。(委員長)

#### <水位管理について>

水位管理WGのリーダーである榎屋委員より、資料3-3「水位管理WGの中間報告について」を用いて、水位管理WGのこれまでの議論内容について説明が行われ、その後意見交換が行われた。

##### 意見交換

- ・生態系に影響を与える要素として、水位の変化と生息域の変化の2つをそれぞれ考えなければならない。(委員長)
- ・毎年6月15日に一律に水位を下げることになっている現在の琵琶湖の水位操作は、一般のダムと同じであり区別を行うべきである。琵琶湖の水位管理については、琵琶湖そのものの生態系保護をも考えなければならない。
- ・水位操作と漁獲高に関するグラフだが、琵琶湖の漁獲高が減少したのは、琵琶湖総合開発による水位操作が開始されたためだけでなく、護岸堤の完成や外来種の影響など、ほかにも様々な要因をはらんでいる。
- ・水位操作については、季節変化との関係を一番の問題とすべきである。周りの環境との調和を考慮に入れないと意味がない。また、水位操作の基準を変えるなら、変えることが及ぼす効果をきちっと検証(評価)しなければならない。大掛かりなことをやって1%しか変化がないようであれば、やっても意味がない。
- ・水位操作については、最終提言までに、こうすべきだというはっきりした答えを出す

ことはできない。(治水、利水に影響のない範囲で)人工洪水を起こすなど、さまざまな条件下で試行錯誤(トライアル&チェック)を繰り返し、その効果を検証していくことが重要である。提言にはそのような内容を含めて記述していけばよい。(委員長)

#### <水需要管理について>

水需要管理WGのリーダーである今本委員より、資料3-4「水需要管理WGとりまとめ骨子」を用いて、WGの検討内容について説明が行われ、その後意見交換が行われた。

##### 意見交換

- ・環境用水の創出は新しいことだが、流量や場の条件とも絡んでくる。(委員長)
- ・自然環境維持のために水を確保することが許されるかどうか、また水を確保すべきだと言い切れるかどうか、基本的な事項をしっかりと議論しておく必要がある。(リーダー)
- ・流量調整は、ダムによってできるところとできないところがある。節水型社会の実現も含めてさらに総合的に考えていく必要がある。
- ・ダムの攪乱機能(人工洪水)については、流水内と河川内という2つの意味があるので双方の記述が必要。また、生き物の歴史を長期的な視野で捉えるなら、生態系にとって致命的なことだけはおこらないような条件を考えておく必要がある。
- ・世界水フォーラムの委員会の会合でも、流域管理が唱えられており、世界の情勢がどうなっているのか十分認識すべき。世界的には水は有限との認識が一般的であり、たとえば水が余っている時であっても、水は無駄に使わないというのが世界的な常識である。日本もこの立場を基本に据えるべきである。
- ・世界水準から見ると、日本は、やはり節水をしなければならないことは明白である。パリやロンドンに比べると、大阪は一人当たり倍以上の水を使っている。
- ・農業用水については、環境用水としてよりも地域用水として捉えてほしい。単に自然環境や生態系保護のためだけなら、その地域に暮らしている方々の合意を得るのは難しい。

#### <治水について>

##### 意見交換

- ・治水については、中間とりまとめで、「壊滅的被害の回避と浸水被害の軽減」を謳っているが、河川整備計画を作るためには、たとえば床上浸水を減らすなど浸水被害を減らすための基準を示す必要があると思う。(委員長)
- ・過去のデータをもとに、基準を決めるのなら、これまでの河川整備と変わらないのではないか。
- ・一口に浸水規模といっても、浸水頻度のみでなく、浸水範囲、浸水の深さなど、意味は多様であり具体的には示しにくい。
- ・たまに大雨が降って浸水するという事は、河川整備というよりも、地域の内水処理の分野の問題なのではないか。
- ・今回の意見募集で自治体から頂いた意見書には、治水対策についての意見、要望が多

い。いずれにしても、無視はできない。よく検討を行う必要がある。(委員長)

#### 一般傍聴者からの意見聴取と意見交換

一般傍聴者1名より発言があり、意見交換が行われた。

- ・ 中間とりまとめに対して、県内の自治体から意見をまとめて送ったが、どのような形で討議され、提言に反映されていくのか、教えていただきたい。(傍聴者)  
頂いた意見についてはこちらで整理したうえで、最終提言に取り入れるものと取り入れないものに仕分けする。また、意見の全てを最終提言とともに河川管理者に提出する。(委員長)
- ・ 最終提言の内容に盛り込まれる場合とそうでない場合の判断の基準を知りたい。採用されなかった意見については、その理由を相手に知らせるべきだと思う。(傍聴者)  
全てについて、応えることはできない。(委員長)  
それについては、一般意見聴取のWGでも、何らかの見解を出すべく議論したい。

以上

議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。